◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第431号(H29.12.15)◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=8件(12月8日~12月14日分)
- (1)乗合バスの車内事故①
- (2)乗合バスの車内事故②
- (3) 乗合バスの車内事故(3)
- (4) 特定バス (スクールバス) の転落事故
- (5) 法人タクシーの死傷事故
- (6) 大型トラックの衝突事故 (劇物漏洩事故)
- (7)トラックの衝突事故(自家用マイクロバスがトラックに追突した事故)
- (8)トラックの衝突事故
- 2. トラックの「Gマーク」をご存じですか?~安全性評価をクリアした優良なトラックだけが表示できる「安全・安心・信頼の証」です~【新着情報】
- 3. 貸切バス事業者等に対する覆面添乗調査の結果について【新着情報】
- 4. 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!
- 5. 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
- 6. 貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について
- 7. 貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について
- 8. ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について

- 【1. 重大事故等情報=8件】(12月8日~12月14日分)
- (1) 乗合バスの車内事故①

12月12日(火)午前9時13分頃、新潟県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、乗車してきた乗客が座席に座る前に発車したため当該乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(2)乗合バスの車内事故②

12月12日(火)午後3時10分頃、神奈川県の県道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せ運行中、中扉から降車した乗客が、閉まり始めた扉に接触し車外に転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、降車した乗客が中扉付近の手すりに掴まっていたが、運転者が確認不十分のまま扉を閉めたため発生した模様。

(3)乗合バスの車内事故③

12月14日(木)午後1時48分頃、神奈川県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約20名を乗せ運行中、乗客の乗降が終わり扉を閉めようとしたところ、駆け込んで乗車しようとした乗客が前扉に接触し、後ろ向きに転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4) 特定バス (スクールバス) の転落事故

12月14日 (木) 午前8時50分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く特定バスが回送運行中、河川敷に転落した。

この事故により、当該バスの運転者が軽傷を負った。

事故は、当該バスが都道に出るため一時停止しようとした際、運転者がアクセル とブレーキを踏み間違えたため発生した模様。

(5) 法人タクシーの死傷事故

12月10日(日)午前3時03分頃、宮崎県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路中央線上の路上横臥者に気付かず轢いた。 この事故により、路上横臥者が死亡した。

現場は片側一車線の見通しの良い直線道路で街灯もあり、事故は、運転者が前方 を注視しなかったことが原因の模様。

(6) 大型トラックの衝突事故 (劇物漏洩事故)

12月13日(月)午前1時10分頃、群馬県の高速道路において、新潟県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方を走行していた乗用車が更に前方のトラックに追突し、その衝撃により底面に取り付けられていたトラックのスペアタイヤが落下したため、当該大型トラックがスペアタイヤに乗り上げて中央分離帯に衝突した。

この事故による負傷者はなかったが、積載していた工業薬品の入ったポリタンクが落下し、劇物の水酸化ナトリウム等の一部が道路上に漏洩した。

(7)トラックの衝突事故(自家用マイクロバスがトラックに追突した事故)

12月13日(水)午後9時30分頃、佐賀県の県道において、同県に営業所を置くトラックが路肩に停止していたところ、後方から走行してきた自家用マイクロバスに追突された。

この事故により、当該トラックの運転者が重傷を負い、自家用マイクロバスに乗っていた9名が軽傷を負った。

事故は、故障で停止していた軽自動車の修理のため、当該トラックの運転者が軽

自動車の前方に停車させて軽自動車の修理をしていたところ、自家用マイクロバスが軽自動車と当該トラックに追突した模様。

(8)トラックの衝突事故

12月14日 (木) 午後3時10分頃、静岡県の高速道路において、同県に営業所を置くトラックが運行中、本線を逆走してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、双方の運転者が死亡した。

上記8件の死傷者数計:死亡3名、重傷4名、軽傷10名(速報値)

国土交通省が推奨するトラックの「Gマーク事業所(安全性優良事業所)」について、12月14日、公益社団法人全日本トラック協会が、6,597事業所の認定を行いました。

今回の認定により、全国のGマーク事業所は合計で24,482事業所(すべてのトラック事業所の28.9%)となり、安全運行を励行するトラックが増えてきています。

Gマーク制度(貨物自動車運送事業安全性評価事業)とは

- ○荷主や利用者が「より安全性の高いトラック」を選びやすくするため、安全に 関する37項目を評価し、優良な事業所を認定する制度です。(トラックの適正 化事業実施機関である(公社)全日本トラック協会が、平成15年から実施。)
- ○国土交通省では、Gマーク認定を10年以上継続している事業所を表彰している ほか、Gマーク事業所においてはIT点呼を可能とすること(対面点呼が原則) などのインセンティブを付与しています。
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000142.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇【3. 貸切バス事業者等に対する覆面添乗調査の結果について】(新着情報)

本年8月~10月に行った覆面添乗調査により、複数の事業者において、安全確保 を図る観点からの取組みが不十分・不適切な運行が確認されました。このうち法 令違反のおそれがある事業者について、その営業所に対して監査を実施しました。

国土交通省では、貸切バス事業者に対して、法令遵守の状況を確認するため、国の監査官が営業所における監査や街頭監査を実施しているところです。平成29年度から輸送の安全確保状況の確認を効果的に行うため、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、現場でしかわからない事業者による安全確保に向けた取組状況や法令遵守の状況の確認を行っています。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000331.html

【4. 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!】

(配信日: H29.12.8)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。 国土交通省では、12月10日~翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。 各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

【5. 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について】

(配信日: H29, 12, 8)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表します。

記

- 〇 特別重要調査対象
 - ・中型トラックの追突事故(広島県東広島市)
- 〇 重要調査対象
 - 貸切バスの横転事故(大分県別府市)
 - ・トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故(東京都江戸川区)

・タクシーの衝突事故(東京都江戸川区)

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000330.html

【6.貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について】

(配信日: H29.12.1)

12月1日から、貸切バスの事故が発生した場合に事業者が記録しなければならない事項(事故の記録)について、車両にドライブレコーダーが取り付けられている場合は、ドライブレコーダーの映像による記録を合わせて記録・保存することが義務づけられました。

【7. 貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について】

(配信日: H29.11.24)

貸切バス事業者のみなさま

12月から順次、ドライブレコーダーの装着と映像の記録・保存、及び記録を活用した指導・監督が義務付けられます。該当する車両への装着や指導・監督等について、適切に実施願います。

指導・監督の実施にあたっては、『ドライブレコーダーの映像を活用した指導・ 監督マニュアル』をご活用ください。

- ※ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル
- → http://www.mlit.go.jp/common/001211423.pdf

また、装着や指導・監督が必要となる期日等について、詳細は下記【参考】の各 資料にてご確認いただけますが、概ね以下のとおりとなります。

1. ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入

平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督を義務付け(合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。)。

- 2. ドライブレコーダーの装着及び記録義務
- ①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダー の装着及び記録の保存を義務付け。

- ②平成31年12月1日より、使用過程車(平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。)についても①の内容を義務付け。
- ③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい(満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで。)。

※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

【参考】

※平成28年11月17日報道発表

『貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します~貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について ~ 』

- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html
- ※ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示
- → http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf
- ※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の 指針の一部を改正する告示
- → http://www.mlit.go.jp/common/001154005.pdf

国土交通省では、ホイール・ボルトの折損等による大型自動車の車輪脱落事故を防止するため、11月14日、自動車関係団体に対してタイヤ交換時の適切な作業や 日頃の点検における確実な確認を徹底するよう指示しました。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000168.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお

寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- *自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。